

## 正誤についてのお詫びと訂正

法律情報出版株式会社

『改正 入管法のポイント－外国人材の受入れと在留資格「特定技能」－』に一部誤りがございました。

謹んでお詫びのうえ訂正させていただきます。

(令和2年4月30日現在)

頁数	行数	訂正前	訂正後
11	図中	[矢印] の欠落等	【添付1】を参照願います。
14	表(2段目)13	技能実習2号	第2号技能実習
	表( // )15		
19	表・9「航空」中	空港グランドハンドング	空港グランドハンドリング
22	3	技能試験	実技試験
44	ポイント7～8	(技能実習2号を修了した外国人)	(第2号技能実習を修了した外国人)
48	1	[良好に修了している者]	[良好に修了している]
	8～9	技能実習2号を良好に修了したと	第2号技能実習を良好に修了したと
	12	(当該外国人が技能実習2号を修了して	(当該外国人が第2号技能実習を修了して
	20	同期間には、	これは、
50	図※4 ②中	支援計画	支援計画に基づく支援
52	1	地方出入国管在留管理局	地方出入国在留管理局
	25～28	(ウ) 当該外国人の法定代理人(当該外国人が16歳に満たない者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくはその能力が著しく不十	(ウ) 当該外国人の法定代理人

※下線部が訂正箇所です。

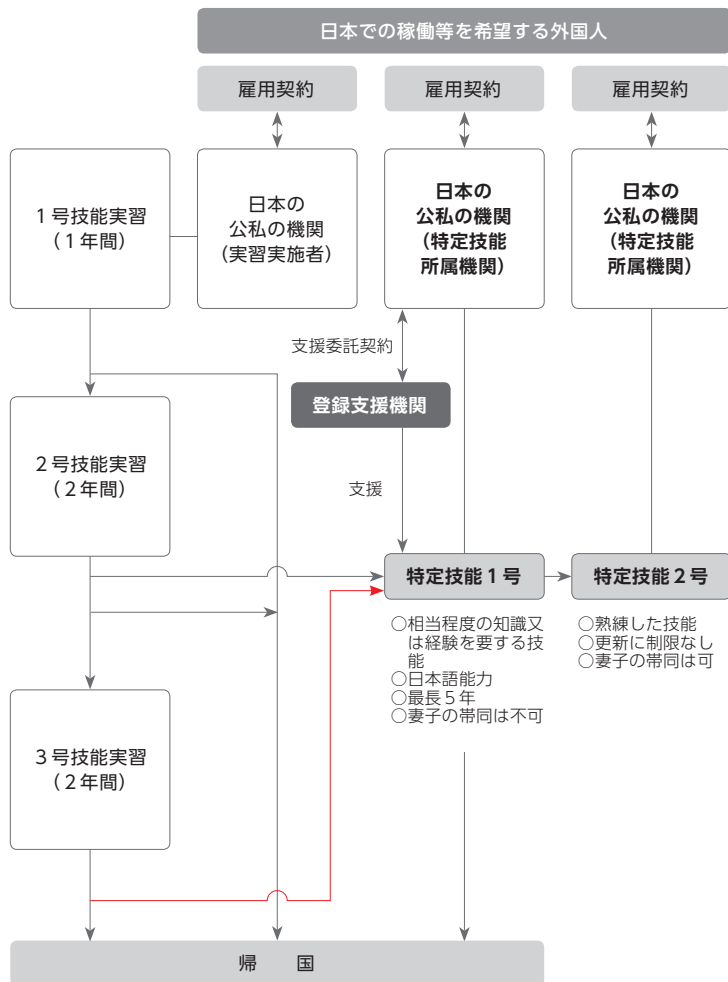
頁数	行数	訂正前	訂正後
		<u>分な者である場合における当該外国人の法定代理人に限る。)</u>	
54	24	<u>可能する</u>	<u>可能とする</u>
56	8	<u>書面の提出は、</u>	<u>書面の提出先は、</u>
58	表 (2段目)16	<u>支援委託契約が修了</u>	<u>支援委託契約が終了</u>
59	1	<u>なお、</u>	<u>[「なお、」を削る。]</u>
62	表 (6段目)10	1号 <u>支援</u> 特定技能外国人	1号特定技能外国人
69	24	1号特定技能外国人支援計画に <u>沿った</u>	適合1号特定技能外国人支援計画に <u>基づく</u>
	28	1号特定外国人	1号特定技能外国人
75	図※支援計画の概要③中	<u>住所</u> の確保	<u>住宅</u> の確保
76	9	<u>確実に履行</u>	<u>確実に実施</u>
81	22	<u>その経過</u> によって	<u>その期間の経過</u> によって
94	14	入管法第19条の18	入管法第19条の18第1項各号
	20	特定技能雇用計画	特定技能雇用契約
	28	入管法第19条の18第1項第2項	入管法第19条の18第2項
95	5	入管法第19条の18第1項第2号	入管法第19条の18第2項第1号
96	9	特定技能雇用計画	特定技能雇用契約
97	2	(上記(3)及び(4)参照)	(上記(2)及び(3)参照)
98	表 (1段目)6~7	( <u>特定技能契約に係る届出</u> )	( <u>特定技能雇用契約に係る届出</u> )

※下線部が訂正箇所です。

頁数	行数	訂正前	訂正後
113	表 (6段目)6	1号 <u>支援</u> 特定技能外国人	1号特定技能外国人
125	(2段目)8	( <u>電子機器</u> 組立て)	( <u>電気機器</u> 組立て)
142	(3段目)2	航空管理規則第12条第1項	空港管理規則第12条第1項
	( // )9	空港 <u>ハンドリング</u>	空港 <u>グランドハンドリング</u>
144	(2段目)2	<u>申請人が</u>	<u>申請人が、</u>
	(3段目)10	(次号において「 <u>風営法</u> 」という。)	(以下この表において「 <u>風営法</u> 」という。)
163	24	<u>重要政策あることを</u>	<u>重要政策であることを</u>

※下線部が訂正箇所です。

## 特定技能の在留資格に係る制度の仕組み



- ※ 1 1号特定技能外国人には、相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力が必要（試験等で確認）。
- 2 2号技能実習を良好に修了した者が**特定技能1号**に移行する場合は、技能及び日本語の試験等を免除。